

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本指第270号
平成28年3月15日
宮城県警察本部長

放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領の一部改正について（通達）

放置違反金の納付命令等に関する事務処理については、「放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領の制定について（通達）」（平成18年5月18日付け宮本指第699号）及び「「放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領」に基づく様式の一部改訂について」（平成19年6月1日付け宮本指第643号）により実施していたところであるが、この度、別添のとおり放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記2通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、不服申立てに関する規定及び教示事項を整理した。
- (2) その他文言の整理等所要の整備を行った。

2 施行期日

平成28年4月1日

別添

放置違反金の納付命令等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）

第51条の4第4項の規定に基づく放置違反金の納付命令等に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 準拠

放置違反金の納付命令等については、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第3 放置違反金の納付命令

1 放置違反金納付命令

法第51条の4第5項の規定に基づく文書は、放置違反金納付命令書（別記様式第1号）とする。

(1) 放置違反金納付命令書の送達

放置違反金納付命令書の発出は、放置違反金納付命令書に必要事項を記載し、放置違反金等の納付に関する規則（平成18年宮城県公安委員会規則第13号。以下「納付規則」という。）に定める納入通知書（納付書）兼領収書、収納済通知書及び収納票（以下「納付書」という。）を同封し、放置違反金納付命令を受けるべき車両の使用者に宛てて、普通郵便により行うものとする。

なお、使用者の所在が不明であるとき、又は発出した放置違反金納付命令書等が返戻されたときは、使用者の所在について所要の調査を行った上で、再度送付するものとする。

(2) 放置違反金納付命令書の公示送達

所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書等を郵便により送達できないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定の例により、公示送達書（別記様式第2号）により公示するものとする。この場合、公示送達書は宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の掲示板に掲示し、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、当該放置違反金納付命令書が相手方に到達したものとみなす。

なお、以下に規定する放置違反金及び放置違反金に係る延滞金（以下「放置違反金等」という。）の徴収又は還付に関する書類の公示送達は、別に定めのない限りこれに規定する公示送達書によるものとする。

(3) 放置違反金納付命令を行う時期

放置違反金納付命令は、放置車両確認標章（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第7条の7に規定する標章をいう。以下「確認標章」という。）を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した日以降、できるだけ速やかに行うものとする。ただし、当該違法駐車行為について運転者が反

則金を納付しているとき、又は公訴を提起され若しくは審判に付されたときはこれを行わないものとし、当該違法駐車行為をした運転者に反則告知等をしているときの取扱いは次のとおりとする。

ア 運転者（少年（送致の時点で成人とならない見込みのものに限る。以下同じ。）を除く。）に反則告知をしているとき。

(ア) 当該運転者が反則金を納付することのできる期間及び当該納付の有無を確認するのに必要な期間（通告後おおむね15日間～20日間）の経過を待って、放置違反金納付命令を行うものとする。

(イ) 当該期間内に反則金の納付が確認できないときは、立証状況に照らし公訴提起が確実と見込まれる事案に限り、手続を保留するものとし、不起訴が見込まれる事案については、運転者の送致と平行して、放置違反金納付命令を行うものとする。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認したときは、放置違反金納付命令の取消手続を執るものとする。

なお、通告を受けるべき者の所在が不明であるなどの理由により、通告の実施が見込めない事案については、通告を行うことなく、放置違反金納付命令を行うものとする。

イ 非反則者である運転者（少年を除く。）を交通切符等により検挙しているとき。

出頭の日時を指定した場合において、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかったときは、後日の出頭及び公訴提起が確実と見込まれる場合を除き、放置違反金納付命令を行うものとする。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認したときは、放置違反金納付命令の取消手続を執るものとする。また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙し、出頭の日時を指定しなかったときにあっては、原則として、放置違反金納付命令の手続を保留し、当該運転者が不起訴となったことが確認された後に、放置違反金納付命令を行うものとする。

ウ 少年である運転者に反則告知をし、又は交通切符等により検挙しているとき。

放置違反金納付命令を行わず、そのための手続を打ち切るものとする。

2 弁明通知

法第51条の4第6項の規定に基づく書面は、弁明通知書（別記様式第3号）とする。

(1) 弁明通知書の発出時期

ア 反則告知等をしていないとき。

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、確認標章を取り付けた日の翌日から起算しておおむね3日目までに、当該確認標章を取り

付けた車両の運転者に対して反則告知(当該運転者が非反則者である場合は、交通切符等による検挙)をしていないことを確認したときは、弁明通知書の発出を行うものとする。

イ 反則告知をしているとき。

交通指導課長は、違反行為について運転者(少年を除く。)が反則告知を受けたことを確認したときは、反則金の仮納付がなされていることを確認するまでの間、弁明通知書の発出を保留し、次の手続を執るものとする。

(ア) 反則金の仮納付を確認したときは、以後の手続を打ち切る。

(イ) 反則金の仮納付を確認できないときは、弁明通知書の発出を行う。

なお、反則者が反則金を仮納付することのできる期間及び当該仮納付の有無を確認するのに必要な期間(告知の日からおおむね15日間)は、弁明通知書の発出を保留することとなる。ただし、反則告知後に反則金の仮納付がなされない場合は、交付通告又は送付通告が行われることとなり、これらの通告後に反則金が納付される可能性もあるが、早期の弁明通知書の発出が望まれること及び送付通告までに長時間を要する場合もあることを考慮し、告知の日からおおむね15日間が経過したときは、弁明通知書の発出を行うものとする。

ウ 非反則者である運転者を交通切符等により検挙したとき。

(ア) 出頭の日時を指定したとき。

当該運転者が、正当な理由もなく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがない場合には、弁明通知書の発出を行う。

(イ) 遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙したとき等、当該運転者が遠隔地に居住する場合等で出頭日を指定しないときは、前記(ア)に準じて弁明通知書の発出を行う。

エ 少年である運転者に対し反則告知又は交通切符等による検挙をしたとき。

当該運転者(少年)が反則金を納付したとき、又は家庭裁判所に送致されてその審判に付されたときは、弁明通知書の発出を行わず、放置違反金納付命令に係る手続を打ち切るものとする。

(2) 弁明通知書の発出方法

ア 弁明通知書の発出は、原則として、自動車検査証に記載(自動車登録ファイル等に登録)された車両の使用者に宛て、普通郵便により行うものとする。ただし、自動車検査証に記載(自動車登録ファイル等に登録)された車両の使用者以外の者が実際の使用者であることが判明しているときは、当該実際の使用者に宛てて、これを行うこと。

イ 総排気量が0.125リットル以下の自動二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車について、登録先の市区町村に対し使用者を照会するときは、車両使用者等照会書(別記様式第4号)により照会し、車両使用者等回答書(別記様式第5号)により回答を求めるものとする。

- ウ 弁明通知書が返戻されたとき、又は使用者の所在が不明なときは、所要の調査を行い、判明したときは改めて提出期限を指定して再度送付するものとする。
- エ 前記ウによる所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、弁明通知書を送付できないときは、弁明通知書を交付できる状態にし、法第51条の4第7項の規定に基づき、弁明通知公示送達書（別記様式第6号）を公安委員会の掲示板に掲示し、掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、当該弁明通知書が相手方に到達したものとみなし、以後の手続を進めるものとする。
- (3) 弁明書の提出期限等
 - ア 弁明書の様式
弁明書の様式は、特に定めないものとする。
 - イ 弁明書の提出期限
弁明書の提出期限は、弁明通知書の発出日から14日とする。この場合において、14日目が宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。
 - ウ 公示送達等の場合
返戻された弁明通知書を再度送付する場合及び掲示により弁明通知を行う場合にあっては、改めて提出期限を指定するものとする。
- (4) 弁明通知書の記載事項及び仮納付書その他の書類の同封
 - ア 弁明通知書には、弁明通知書の番号及び放置違反金に相当する金額を記載すること。
なお、弁明通知書の番号は、当該事案に係る違反番号と同一とする。
 - イ 弁明通知書の発出に当たっては、仮納付書並びに車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面（別紙）を同封するものとする。
- (5) 弁明書の受理
弁明書を受理したときは、弁明受理票（別記様式第7号）を作成して、受理及び審査の経過を明らかにしておくものとする。
- (6) 弁明審査
弁明書の審査は、所要の事実調査を行い、放置違反金納付命令を発出するか否かを決定する。事実調査を行う上で必要があるときは、当該事案を取り扱った所属の長に調査及び報告を求めるほか、法第51条の5の規定による報告徴収の権限を積極的に活用し、官庁、公共団体その他の者に所要の事実調査を行うときは、放置違反金関係事項照会書（別記様式第8号）により調査するものとする。
- 3 放置違反金納付命令を行わないときの通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還
 - (1) 仮納付された場合

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合において、当該仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、仮納付金返還通知書（別記様式第 9 号）に仮納付金返還請求書（別記様式第 10 号）を添付して通知し、当該仮納付に係る金額を返還する手続を執るものとする。

(2) 仮納付されない場合

弁明通知書の発出後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされない場合において、弁明の容認その他の事情により、放置違反金納付命令を行わないこととするときは、特段、通知等の手続は要しない。

4 放置違反金納付命令の取消し及び納付された放置違反金等に相当する金額の還付

法第 51 条の 4 第 16 項の規定により放置違反金納付命令を取り消すときは、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書（別記様式第 11 号）により通知するものとする。また、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され、又は徴収されているときは、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書に放置違反金還付請求書（別記様式第 12 号）を添付して通知し、当該放置違反金等に相当する金額を還付する手続を執るものとする。

5 督促

法第 51 条の 4 第 13 項及び放置違反金に係る督促、滞納処分等に関する規則（平成 18 年宮城県公安委員会規則第 14 号）第 2 条の規定に基づく督促は、督促状（別記様式第 13 号）により行うものとする。

6 滞納処分等に関する事務

滞納処分等に関する事務及び関係書類については、別に定める。

第 4 車検拒否制度の運用

1 滞納情報の照会

(1) 滞納情報の照会への対応

法第 51 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証返付拒否の対象となっているか否かの照会を受けた場合は、次により必要書類の提出を求めて回答するものとする。

ア 本人又はその代理人からの照会（継続検査等に係る手続を受託した自動車整備事業者を含む。ただし、一般社団法人宮城県自動車整備振興会から交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）に提出された宮城県自動車整備振興会提出リストに掲載されている自動車整備事業者（以下「特定整備事業者」という。）を除く。）の場合

(ア) 受付窓口

執務時間中において、警察署の交通課又は交通第一課の窓口で受け付けることとし、電話、ファクシミリ、郵便等による照会は受け付けないこと。

(イ) 受理方法

- a 放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）（別記様式第 1 4 号）を提出させる。
- b 本人確認の書類の提示を求めて身分を確認する。
- c 申請者が代理人の場合は、委任状の提示を求め、放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）に添付する。
- d 受理時に提出を受けた書類は、受理した日の属する年の翌年の初日から起算して 3 年間保存するものとする。

(ウ) 回答方法等

放置違反金滞納情報照会受理簿（本人・代理人用）（別記様式第 1 5 号）に記載し、宮城県警察放置駐車管理システム（以下「放置駐車管理システム」という。）により照会し、次により回答する。

- a 自動車検査証返付拒否の対象となっている場合
放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）（別記様式第 1 6 号）に必要事項を記載して交付する。
- b 自動車検査証返付拒否の対象となっていない場合
対象となっていない旨を口頭で回答する。

イ 特定整備事業者からの滞納情報照会を受けた場合

(ア) ファクシミリによる照会

- a 受付窓口
執務時間中において、交通指導課に限り受け付ける。
- b 提出書類及び対応
放置違反金滞納情報照会書兼同意書（自動車整備事業者用）（別記様式第 1 7 号）に必要事項を記入したものをファクシミリにより送信させることにより行う。
なお、放置違反金滞納情報照会書兼同意書（自動車整備事業者用）は、受理した日の属する年の翌年の初日から起算して 3 年間保存するものとする。

c 回答方法等

放置違反金滞納情報照会受理簿（自動車整備事業者用）（別記様式第 1 8 号）に必要事項を記載して、放置駐車管理システムにより照会し、次により回答する。

- (a) 自動車検査証返付拒否の対象となっている場合
放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）（別記様式第 1 9 号）に必要事項を記載して、原則としてファクシミリにより回答する。
- (b) 自動車検査証返付拒否の対象となっていない場合
対象となっていない旨を電話により回答する。

(イ) 警察署の窓口における照会

a 受付窓口

執務時間中において、警察署の交通課又は交通第一課の窓口で受け付けることとし、電話、ファクシミリ、郵便等による照会は受け付けないこと。

b 提出書類及び対応

放置違反金滞納情報照会書兼同意書（自動車整備事業者用）に必要事項を記入したものを窓口への提示を求め、その写しを取って行う。

なお、放置違反金滞納情報照会書兼同意書（自動車整備事業者用）は、受理した日の属する年の翌年の初日から起算して3年間保存するものとする。

c 回答方法等

放置違反金滞納情報照会受理簿（自動車整備事業者用）に必要事項を記載して放置駐車管理システムにより照会し、次により回答する。

(a) 自動車検査証返付拒否の対象となっている場合

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）に必要事項を記載して交付する。

(b) 自動車検査証返付拒否の対象となっていない場合

対象となっていない旨を口頭で回答する。

(2) 照会の対象となる納付命令の取扱い

他の都道府県公安委員会が行った放置違反金納命令に係る事項についても回答するものとする。

2 放置違反金等の納付等を証する書面

法第51条の7第1項の規定に基づく放置違反金等を納付したこと又は徴収されたことを証する書面は、次に掲げる納入通知書兼領収書又は納付・徴収済確認書（別記様式第20号）とする。

(1) 納入通知書兼領収書

金融機関の領収印が押印されているものに限る。

(2) 納付・徴収済確認書

徴収職員が、滞納者の財産を差し押さえ放置違反金等の全額を徴収したときに交付するもので、警察署長又は交通指導課長の公印が押印されているものに限る。

また、使用者又はその代理人から放置違反金等を納付したことなどを証する書面の交付申請がなされたときは、放置駐車管理システムにより放置違反金等が納付又は徴収されているか否かを照会し、納付又は徴収されているときは、納付・徴収済確認書交付申請書（別記様式第21号）を交付の上、次により納付・徴収済確認書の交付手続を行うものとする。

ア 警察署における交付

使用者又はその代理人からの申請を受理したときは、次の手続により原則

としてその場で納付・徴収済確認書を交付するものとする。

なお、提出を受けた書類は、受理した日の属する年の翌年の初日起算して3年間保存するものとする。

- (ア) 納付・徴収済確認書交付申請書を提出させる。
- (イ) 本人確認の書類の提示を求めて身分を確認する。
- (ウ) 使用者の代理人からの交付申請の場合は、委任状の提示を求め、納付・徴収済確認書交付申請書に添付する。

イ 交通指導課における交付

前記アにより交付するものとする。

ウ 郵送による交付申請

郵送による交付申請の受付は、交通指導課に限り受け付けるものとし、次の書類等の提出を受理し、納付・徴収済確認書を郵送するものとする。

なお、提出を受けた書類については、納付・徴収済確認書に添付して、受理した日の属する年の翌年の初日から起算して3年間保存するものとする。

- (ア) 納付・徴収済確認書交付申請書
- (イ) 本人の現住所を確認できる書類
- (ウ) 住所及び氏名を記載した返信用封筒並びに切手

エ 納付が確認できない場合の対応

放置違反金の納付又は徴収の確認ができないときは、申請者から状況等を聴取し、申請者が放置違反金を納付してから間がないなどの理由から確認できないことが判明したときは、金融機関から納付に係る情報が公安委員会に伝達されるまでに所要の日数がかかることを説明するものとする。

オ 他の都道府県公安委員会が行った納付命令に係る納付・徴収済確認書の発行

他の都道府県公安委員会が行った納付命令に係る放置違反金の納付・徴収済確認書の交付申請の申出を受けたときは、申請者に対して当該納付命令を行った都道府県公安委員会が管理する警察本部に問い合わせるよう教示するものとする。

第5 納付書の再発行

納付書の再発行は、次により行うものとする。

1 警察署における再発行

(1) 申請の受理方法

ア 原則として、口頭により再発行の理由を確認し申請を受け付ける。

イ 本人確認の書類の提示を求めて身分を確認する。

ウ 代理人による申請の場合は、委任状の提示を求め、その写しを受理した日の属する年の翌年の初日から起算して1年間保存するものとする。

(2) 再発行の方法

放置駐車管理システムにより放置違反金等の納付状況等を確認した後、印字

して作成した納付書を原則としてその場で交付するものとする。

2 交通指導課における再発行

前記1により交付するものとする。

3 郵送による再発行

郵送による再発行申請の受付は、交通指導課に限り受け付けるものとする。

(1) 申請の受理方法

次の申請書類等を受理し、再発行の手続を行うものとする。

ア 再発行を申請する旨を記載した書面

イ 本人の現住所を確認できる書類

ウ 住所及び氏名を記載した返信用封筒並びに切手

(2) 再発行の方法

放置駐車管理システムにより放置違反金等の納付状況等を確認した後、印字して作成した納付書を郵送するものとする。

4 他の都道府県公安委員会が行った納付命令に係る納付書の再発行

他の都道府県公安委員会が行った納付命令に係る放置違反金等の納付書の再発行の申請がなされたときは、申請者に対して当該納付命令を行った都道府県公安委員会が管理する警察本部に問い合わせるよう教示するものとする。

第6 審査請求手続等の教示

1 審査請求手続の教示

放置違反金の納付命令（公示を含む。）、督促及び滞納処分に対する審査請求の手続について教示を求められたときは、処分庁である公安委員会（交通指導課経由）に対して行うことなどの必要な事項を教示するものとする。

2 行政事件訴訟手続の教示

放置違反金の納付命令（公示を含む。）、督促及び滞納処分に関する行政事件訴訟法の手続について教示を求められたときは、宮城県を被告として、処分の取消しを提起することができる旨を教示するものとする。

第7 特異事案の報告

警察署長は、放置違反金の納付命令等に伴い公務執行妨害事案等の特異事案があった場合は、交通指導課長を経由して交通部長に速報するものとする。

別記様式第 1 号

第 年 月 日 号

放置違反金納付命令書

殿

宮城県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書（黄※）により下記の納付の期限までに納付してください。

記

命 令 の 件 名	
放 置 違 反 金 の 額	
納 付 の 期 限	
納 付 の 場 所	
納 付 命 令 の 理 由	

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。

なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

- 注 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 注 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。
- ※ 納付書（黄）…納入通知書兼領収書及び領収済通知書の枠外下部「原課（公所）－納入義務者（返納者）－金融機関－…」部分が黄色帯の納付書

照 会 先	
〒980-8410	宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話（0 2 2）－ 2 2 1－ 7 1 7 1 （内線 ～ ）

別記様式第 2 号

公 示 送 達 書			
宮城県公安委員会告示第 号 下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 4 第 4 項から第 1 7 項までの規定による書類を、それぞれ下表右欄に掲げる者に対して交付しますので、同条第 1 8 項及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により告示します。 なお、下表に掲げる書類は、宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係に保管していますから、送達を受けるべき者は、来訪の上、受領してください。 年 月 日 宮城県公安委員会 印			
送達すべき書類名	通 数	公示送達の理由	送達を受けるべき者の住所等及び氏名等

注 地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

弁 明 通 知 書
(弁明をしたいときの手続及び仮納付に関するお知らせ)

殿

宮城県 公安委員会 印

あなたの使用する車両について、当公安委員会は、下記1-(1)のとおり、放置車両と認め、あなたに対して放置違反金の納付命令を行うことを予定しています。

この事案について弁明をしたいときには、下記1-(2)により文書（弁明書）を当公安委員会宛てに提出してください。なお、弁明書は必ず提出しなければならないものではありません。

また、弁明書を提出せずに、早期に手続を終結させたい方は、下記2により仮納付をすることができます。この場合、仮納付の金額は、あなたに対して予定される納付命令における放置違反金の金額と同一であり、また、仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同一です。

※ このお知らせは、道路交通法第51条の4第6項及び第9項の規定に基づくものです。

記

1 放置違反金の納付命令の原因となる事実等及び弁明書の提出方法

(1) 放置違反金の納付命令の原因となる事実、予定される納付命令の内容等

ア 放置違反金の納付命令の原因となる事実

あなたが使用する次の車両が、次のとおり、放置車両と認められたこと。

- ☐ 違反日時
- ☐ 違反場所

- ☐ 違反車両番号

- ☐ 違反態様

イ 納付命令の根拠となる法令の条項

ウ 予定される納付命令の内容

の放置違反金の納付命令

※ 車両の運転者が反則金の納付等をした場合の取扱い

上記の違反について、あなたに対し当公安委員会が放置違反金の納付命令を行う前に、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合には、あなたに対して公安委員会から納付命令が行われることはありません。なお、行き違い等により、反則金の納付、公訴の提起等がなされたにもかかわらず、納付命令が行われた場合には、その納付命令は取り消されることとなります。

※ 訂正の記載がある事項は、宮城県公安委員会が訂正を行ったものです。

(2) 弁明書の提出方法

ア 弁明の件名

放置違反金の納付命令に関する件（第 号）

イ 弁明書の提出先

〒 980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県公安委員会 (交通指導課駐車対策係担当)

ウ 弁明書の提出期限

年 月 日必着

エ 弁明書の記載事項

弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先（昼間、連絡が取れる電話番号等）、弁明の件名（番号も必ず記載してください。）及び内容を記載し、提出してください。

オ 資料の提出等

弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。車両の売買契約書の写し等の弁明の内容を裏付ける資料があれば、添付してください。

なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

2 仮納付による手続の終結

(1) 仮納付制度の概要

ア 仮納付は、公安委員会が納付命令を行う前に車両の使用者が放置違反金に相当する額を公安委員会に納付した場合に、その後の手続を簡略化する制度です。この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であるかどうか確認した上で、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われます。これにより、仮納付が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。（道路交通法第 51 条の 4 第 10 項及び第 11 項）

イ あなたが仮納付を行った後、当該放置車両の運転者が駐車違反の反則金を納付したことなどの事由により、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行わないこととした場合は、仮納付に係る金額は返還されます。（道路交通法第 51 条の 4 第 12 項）

(2) 仮納付の場所、方法及び公示による納付命令の場所

ア 仮納付の場所は、仮納付書（青※）記載の金融機関です。

イ 仮納付は、同封の仮納付書（青※）に仮納付の金額を添えて行ってください。仮納付書（青※）の第 1 片は、領収書としてあなたに渡されます。

なお、分納はできません。

ウ 仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書（青※）による納付をすることはできません。

エ 公示による納付命令の場所

宮城県公安委員会の掲示板 (宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号所在)

オ 公示による納付命令は、氏名ではなく、次の弁明通知書の番号を前記エの掲示板に表示することにより行います。

※ 仮納付書（青）…納入通知書兼領収書及び領収済通知書の枠外下部「原課（公所）－納入義務者（返納者）－金融機関…」部分が青色帯の納付書

この弁明通知書の番号：第

号

照 会 先
〒 980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 (022) 221-7171 (内線 ~)

※ 照会は、土・日・休日を除く月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時 45 分までをお願いします。

第 号
年 月 日

市区町村長 殿

宮 城 県 公 安 委 員 会 印

車両使用者等照会書

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4の規定の施行のため必要があるので、下記車両番号（標識番号）に関する別紙回答書の項目につき回答されたく道路交通法第51条の5第2項の規定により照会します。

記

番号	車両番号（標識番号）

照会公安委員会	〒980-8410
の 所 在 地	宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
担 当 の 課 ・ 係 氏 名	交通指導課 駐車対策係 氏名
電 話 番 号	(0 2 2) 2 2 1 - 7 1 7 1 内線 ~

宮 城 県 公 安 委 員 会 殿

年 月 日

市 区 町 村 長

印

車 両 使 用 者 等 回 答 書

第 号の照会依頼について、別添のとおり回答します。

照会公安委員会取扱者印

市 区 町 村 取 扱 者 印

別添

番号	車両番号 (標章番号)	使用者の氏名(名称)・住所(所在地)・電話番号	所有者との異同	車名(通称名)・車台番号	主な定置場	届出年月日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 ー 電話 () ー	異・同	車名(通称名) 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 ー 電話 () ー	異・同	車名(通称名) 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 ー 電話 () ー	異・同	車名(通称名) 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 ー 電話 () ー	異・同	車名(通称名) 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日
		(フリガナ) 氏名(名称) 住所(所在地) 〒 ー 電話 () ー	異・同	車名(通称名) 車台番号	1. 左記使用者の住所又は所在地に同じ 2.	年 月 日

(注) 1 回答に当たって軽自動車税申告(報告)書等の謄本等を添付した場合は、同謄本等により判明している事項についての記載は要しません。
2 車台番号は、ハイフン(ー)記号についても記載願います。

別記様式第 6 号

弁 明 通 知 公 示 送 達 書

宮城県公安委員会告示第 号

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第５１条の４第６項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第７項の規定により、告示します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、宮城県警察本部交通部交通指導課
駐車対策係に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

宮城県公安委員会 印

記

- 1 弁明書の提出先
〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
- 2 弁明書の提出期限
年 月 日まで
- 3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

[illegible]

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。

弁 明 受 理 票

課 長	統括官	次 長	補 佐	係 長	受 理 年 月 日	年 月 日
					弁 明 書 発 出 日	年 月 日
					弁 明 通 知 書 番 号	
					担 当 者	
標 章 取 付 所 属		警 察 署			確 認 年 月 日	年 月 日
提 出 者 氏 名						
使 用 者 氏 名						
弁明通知書発出日		年 月 日				
弁 明 書 提 出 期 限		年 月 日				
弁 明 の 要 旨		☐ 譲渡した車両である。☐ 急病で停めた。 ☐ 駐車違反ではなかった。☐ 盗難被害にあった車両である。 ☐ 放置していなかった。 ☐ その他				
備 考						

審 査 結 果

課 長	統括官	次 長	補 佐	係 長	処 理 年 月 日	年 月 日
					担 当 者	
					審 査 結 果	☐ 認容 ☐ 棄却 ☐ 却下
審 査 内 容						

第 号 年 月 日	
殿	
宮 城 県 公 安 委 員 会 印	
放 置 違 反 金 関 係 事 項 照 会 書	
放置違反金（道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 4）の規定の施行のため必要がありますので、下記の事項につき道路交通法第 5 1 条の 5 第 2 項の規定により照会します。	
記	
照会庁取扱者	宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 担当
回 答 先 所在地 〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 名 称 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 (電話) 0 2 2 - 2 2 1 - 7 1 7 1 内線 ~	

(表)

別記様式第 9 号

第 号
年 月 日

仮納付金返還通知書

殿

宮城県公安委員会

印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件(第号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の4第12項の規定により通知します。また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送して下さい。

記

理 由	☐ 本件の原因となった車両が放置車両に該当しない。 ☐ あなたが本件の原因となった車両の使用者に該当しない。 ☐ 本件の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について ・ 道路交通法第128条第1項の規定による反則金の納付をした。 ・ 公訴を提起された。 ・ 家庭裁判所の審判に付された。 ☐ その他納付命令をすることが適当でない。
金 額	円

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

請求年月日、住所、電話番号及び氏名を記入し、押印（スタンプ印不可）の上、A欄に振込先金融機関口座を記入してください。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
記

A欄記入のしかた

- 1 Aを○で囲んでください。
- 2 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）を記入してください。
- 3 振込口座名をカタカナで記入し、普通預金または当座預金を指定し、口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります）。

ご本人名義の口座を開設していないときは、新規に口座を開設していただくか、下記B欄の方法による受取ができます。

B欄（銀行払渡し）による方法

- 1 Bを○で囲んでください。
- 2 あなたが受取を希望する銀行を支店名までB欄に記入してください。
- 3 あなたの希望した銀行を受取場所にした「支払通知書（隔地払）」が宮城県出納局会計課から配達記録郵便で送付されますので、受領後、記載されている支払場所で、発行日から1年以内にお受け取りください。
- 4 受取には、受領した支払通知書（隔地払）、印鑑（スタンプ印不可）及び身分証明書を持参してください。
- 5 代理人に受取を委任する場合は、支払通知書（隔地払）の委任状欄に必要事項を記入し、押印（スタンプ印不可）の上、代理人に持参させ、代理人の印鑑（スタンプ印不可）と身分証明書を持参するよう教示してください。

なお、宮城県外での受取を希望する場合その他ご不明な点は、下記照会先にお問い合わせください。

照 会 先

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話（022）-221-7171（内線 ～ ）

仮納付金返還請求書

支出命令者

宮城県知事殿

年 月 日

〒

住所

電話 ()

氏名 印

金額	円
----	---

A	上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込の取扱いをされたく請求します。
	記
	1 振込先金融機関店舗名 銀行 支店
	2 振込口座名（カタカナ）
	（普通・当座）口座番号

B	上記金額について、私の希望する銀行で受取の取扱いをされたく請求します。
	記
	受取希望銀行 銀行 支店 （支店名まで記入をお願いします。）

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡が取れる番号を記載してください。

(表)

第 号
年 月 日

放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書

殿

宮城県公安委員会



あなたに対する放置違反金納付命令（第 号）については、下記の理由により取り消しましたので、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 4 第 1 7 項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を、裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送して下さい。

記

理 由	この納付命令の原因となった違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為について ☐ 道路交通法第 1 2 8 条第 1 項の規定による反則金の納付をした。 ☐ 公訴を提起された。 ☐ 家庭裁判所の審判に付された。
金 額	円

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領

請求年月日、住所、電話番号及び氏名を記入し、押印（スタンプ印不可）の上、A欄に振込先金融機関口座を記入してください。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
記

A欄記入のしかた

- 1 Aを○で囲んでください。
- 2 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）を記入してください。
- 3 振込口座名をカタカナで記入し、普通預金または当座預金を指定し、口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります）。

ご本人名義の口座を開設していないときは、新規に口座を開設していただくか、下記B欄の方法による受取ができます。

B欄（銀行払渡し）による方法

- 1 Bを○で囲んでください。
- 2 あなたが受取を希望する銀行を支店名までB欄に記入してください。
- 3 あなたの希望した銀行を受取場所にした「支払通知書（隔地払）」が宮城県出納局会計課から配達記録郵便で送付されますので、受領後、記載されている支払場所で、発行日から1年以内にお受け取りください。
- 4 受取には、受領した支払通知書（隔地払）、印鑑（スタンプ印不可）及び身分証明書を持参してください。
- 5 代理人に受取を委任する場合は、支払通知書（隔地払）の委任状欄に必要事項を記入し、押印（スタンプ印不可）の上、代理人に持参させ、代理人の印鑑（スタンプ印不可）と身分証明書を持参するよう教示してください。

なお、宮城県外での受取を希望する場合その他ご不明な点は、下記照会先にお問い合わせください。

照 会 先

〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係
電話（022）－221－7171（内線 ～ ）

放置違反金還付請求書

支出命令者

宮城県知事殿

年 月 日

〒

住所

電話 ()

氏名 印

金額	円
----	---

A	上記金額について、下記の私名義の口座に銀行振込の取扱いをされたく請求します。
	記
	1 振込先金融機関店舗名 銀行 支店
	2 振込口座名 (カタカナ)
	(普通・当座) 口座番号

B	上記金額について、私の希望する銀行で受取の取扱いをされたく請求します。
	記
	受取希望銀行 銀行 支店 (支店名まで記入をお願いします。)

※ 住所は郵便物が届くように詳しく記載し、電話番号は携帯電話等昼間に連絡が取れる番号を記載してください。

(表)

別記様式第 13 号

第 号
年 月 日

殿

宮城県公安委員会

印

督促状

あなたに対し、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 4 項の規定により、
放置違反金の納付を命じましたが、その納付（納入）期限（ 年 月 日）を
経過しても未だ納付されていませんので、同条第 13 項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書（赤※）により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第 51 条の 4 第 14 項の規定により、あ
なたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金
	第 号	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	

この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対
して、審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日から 3 か月以内であっても、処分の日か
ら 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処
分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する
者は、宮城県公安委員会となります。）、提起しなければなりません。

なお、処分の通知を受けた日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴
えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査
請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算し
て 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書（黄）は使用せず、同封した納付書（赤※）により上記納付場所の金融
機関の窓口でお納め下さい。

なお、納付した場合には、納付書（赤※）に添付されている領収書が当該放置違反金を納付した
ことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 指定納付期限を経過して納付されたときは、延滞金が発生していることが考えられますので、裏
面をご覧ください。

※ 納付書（赤）…納入通知書兼領収書及び領収済通知書の枠外下部「原課（公所）－納入義務者（返
納者）－金融機関…」部分が赤色帯の納付書

照 会 先
〒980-8410 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話（022）－221－7171（内線 ～ ）

(裏)

【放置違反金に係る延滞金について】

督促状の指定納付期限を経過して放置違反金を納付されますと、延滞金が発生していることがあります。

延滞金が発生している場合には、放置違反金を納付した後に、放置違反金に係る延滞金納付のお知らせと納付書（緑※）が届きますので、納付書（緑※）裏面記載の取扱い金融機関の窓口でお納め下さい。

◎ ご注意

放置違反金に係る延滞金を完納されないと、

- 1 道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることがあります。
- 2 道路交通法第51条の7第2項の規定による車検拒否が継続されます。

◎ 延滞金の計算方法

- 1 放置違反金納付命令書による納付の期限までに放置違反金が完納されないときは、その納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5%の割合で計算した延滞金が徴収されます。
- 2 前記による延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数額又はその全額は切り捨てます。

※ 納付書（緑）…納入通知書兼領収書及び領収済通知書の枠外下部「原課（公所）－納入義務者（返納者）－金融機関…」部分が緑色帯の納付書

別記様式第 1 4 号

放置違反金滞納情報照会書（本人・代理人用）

年 月 日

宮 城 県 警 察 殿

以下の自動車及びその使用者について、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

使 用 者 氏 名	
番 号 標 の 番 号	
照 会 者 氏 名	印
照 会 者 住 所	
照会者連絡先電話番号	

別記様式第15号

放置違反金滞納情報照会受理簿（本人・代理人用）

[illegible]

別記様式第 1 6 号

放置違反金滞納情報回答書（本人・代理人用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使 用 者 氏 名	
番 号 標 の 番 号	
違 反 番 号	
照 会 者 氏 名	

本件担当
宮城県
警察署 担当者名
(連絡先)
宮城県警察本部
交通部交通指導課 担当者名
(連絡先)

車検を受ける皆様へ

平成 18 年 6 月から、都道府県公安委員会（警察）が放置駐車違反の車両の使用者に放置違反金の納付を命ずる制度がスタートし、この命令を受けたにもかかわらず、放置違反金を支払わないまま都道府県公安委員会から督促を受けた方は、これを納付しなければ、当該命令に係る自動車の次回の車検（継続検査又は構造等変更検査）を完了することができないこととなりました。（道路交通法第 51 条の 7 第 1 項及び第 2 項）

したがって、放置違反金を滞納されている方は、速やかにこれを納付し、その証明書を車検に際してご提示いただくようお願い申し上げます（納付いただけない場合は、法令の規定により、都道府県公安委員会が行う滞納処分の対象となります。）。

納付書をお持ちでない方は、再発行いたしますので、各都道府県警察本部交通部にお問い合わせ下さい。
また、車検業務を円滑に完了するため、自動車整備事業者が皆様及び皆様のお車に関する情報を警察に照会し、必要な確認を行う場合には、以下の同意書が必要となります。
皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

警 察 庁
国 土 交 通 省

同 意 書

年 月 日

御中

この度、継続検査等の申請を貴社（店）に依頼するにあたり、貴社（店）が私及び私の
☐軽自動車
☐登録自動車（番号標の番号： 車台番号： ）に
☐二輪車
係る放置違反金の滞納の有無に関する情報を（自動車整備振興会を通じて）警察に照会・確認することに同意します。

使用者のお名前（社名） 印

放置違反金滞納情報照会書（自動車整備事業者用）

年 月 日

御中

上記の同意書に係る自動車について、道路交通法第 51 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているか否か、対象となっている場合は当該自動車検査証の返付拒否の原因となっている放置駐車違反の違反番号を回答願います。

認 証 番 号 ：

整備事業場名： 印

電 話： — —

F A X： — —

別記様式第18号

放置違反金滞納情報照会受理簿（自動車整備事業者用）

[illegible]

別記様式第 19 号

放置違反金滞納情報回答書（自動車整備事業者用）

年 月 日

以下の自動車及びその使用者については、上記年月日現在、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 7 第 2 項の規定による自動車検査証の返付拒否の対象となっているので回答します。

使用 者 氏 名	
番 号 標 の 番 号	
違 反 番 号	
照 会 事 業 者 名	

本件担当
宮城県
警察署 担当者名
(連絡先)
宮城県警察本部
交通部交通指導課 担当者名
(連絡先)

別記様式第 2 0 号

年 月 日

納付・徴収済確認書

以下の放置違反金納付命令については、既に放置違反金等が納付され、又は徴収されていることが確認されました。

弁 明 通 知 書 の 番 号 （ 違 反 番 号 ）	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納 付 命 令 を 受 け た 者 の 氏 名	
申 請 者 の 氏 名	

（本確認書は、道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 5 1 条の 7 第 1 項の規定により継続検査又は構造等変更検査に際して国土交通大臣等に提示される場合に限り有効です。）

宮城県

警察署長 印

宮城県警察本部

交通部交通指導課長 印

別記様式第 2 1 号

納付・徴収済確認書交付申請書

年 月 日

宮城県警察 殿

以下の放置違反金納付命令について、納付・徴収済確認書の交付を申請します。

弁 明 通 知 書 の 番 号 (違 反 番 号)	
納付命令に係る自動車の番号標の番号	
納付命令を受けた者の氏名(フリガナ)	
申 請 者 の 氏 名 (フ リ ガ ナ)	印
申 請 者 の 住 所	
申 請 者 の 連 絡 先 電 話 番 号	

注 交付される納付・徴収済確認書は、宮城県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係るものに限ります。他の都道府県公安委員会が行った放置違反金納付命令に係る納付・徴収済確認書については、当該他の都道府県公安委員会に対して交付を申請して下さい。

別紙

(車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面)

～ **車検拒否制度に関するお知らせ** ～

放置違反金の納付命令を受けて、その放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

～ **車両の使用制限命令に関するお知らせ** ～

同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。